

香芝市告示第60号

地方税法(昭和25年法律第226号)第410条第1項の規定により、固定資産の価格等を決定したので、同法第411条の規定により、固定資産課税台帳に登録した旨を公示する。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史